

国分寺市国民健康保険条例 抜粋

(課税額)

第 14 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 540,000 円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000 円とする。

3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 190,000 円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000 円とする。

4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 160,000 円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000 円とする。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 抜粋

第四条

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

ロ 被用者保険等保険者（[国民健康保険法](#) 附則[第十条第一項](#) に規定する被用者保険等保険者（[健康保険法](#) （大正十一年法律第七十号）[第二百二十三条第一項](#) の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下このロ及び次条第四項において同じ。）に係る[高齢者医療確保法第百十八条第一項](#) に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（[国民健康保険法](#) 附則[第十二条第一項](#) に規定する標準報酬総額をいう。次条第四項において同じ。）に応じた負担とすること。

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

ニ 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等（医療保険各法（[国民健康保険法](#) を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。）の上限額の引上げ

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し

8 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

～ 低所得者への国民健康保険税軽減措置について ～

① 5割軽減の拡大

軽減対象者となる所得基準額を引き上げる。

(改正前) 33万円 + 27万円 × 被保険者数

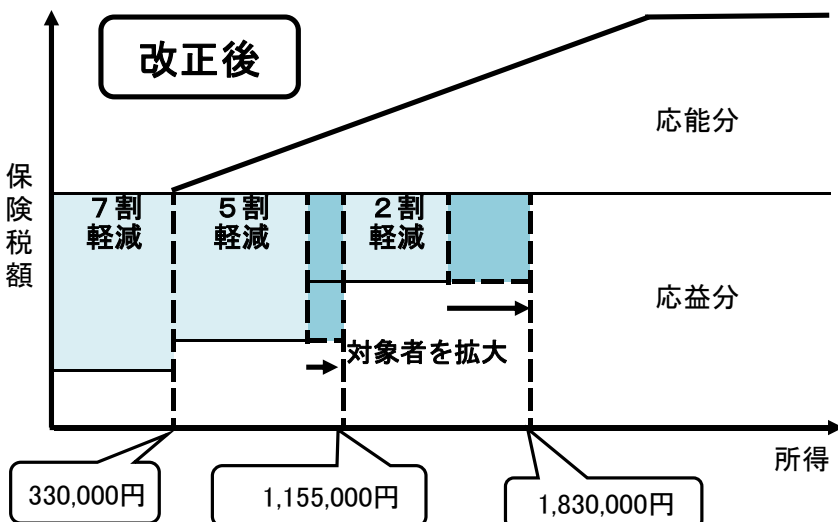
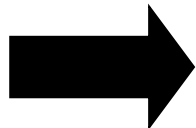
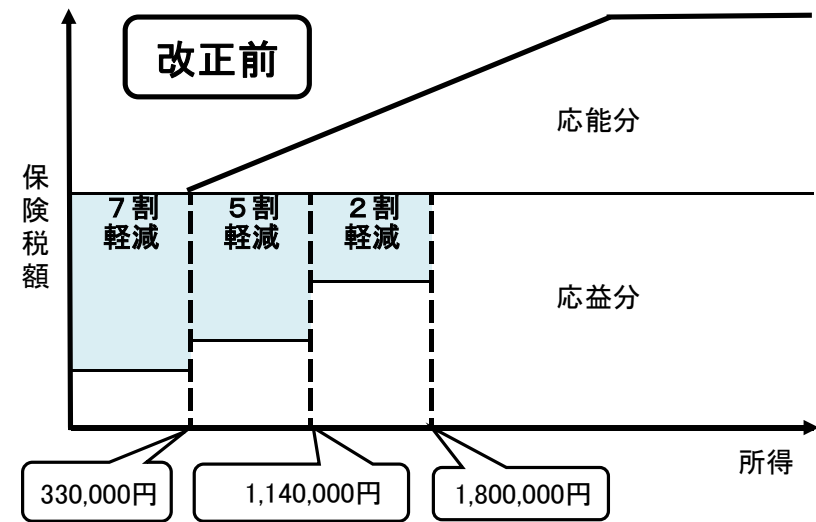
(改正後) 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減の拡大

軽減対象者となる所得基準額を引き上げる。

(改正前) 33万円 + 49万円 × 被保険者数

(改正後) 33万円 + 50万円 × 被保険者数



軽減措置対象の最高所得世帯のモデル 30年度年額保険税

※3人世帯(うち介護分該当者2人)の場合

(単位:円)

3人世帯 (うち介護分該当者2人)	所得	①医療分		②支援分		①医療+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
		税額	対改正前	税額	対改正前	税額	対改正前	税額	対改正前	税額	対改正前
5割軽減該当	1,155,000円	78,500	▲ 25,200	29,300	▲ 10,800	107,800	▲ 36,000	22,100	▲ 8,400	129,900	▲ 44,400
2割軽減該当	1,830,000円	133,600	▲ 16,800	49,300	▲ 7,200	182,900	▲ 24,000	37,200	▲ 5,600	220,100	▲ 29,600

○ 地方税法 抜粋

(国民健康保険税)

第七百三条の四

1 1 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

1 9 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

2 7 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

○ 地方税法施行令 抜粋

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 [法](#)第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、**五十八万円**とする。

2 [法](#)第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。

3 [法](#)第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

(施行期日)

第一条 この政令は、**平成三十年四月一日から施行する。**

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年度国民健康保険税(料)率等の状況

(平成30年4月1日現在)

保 険 者 名	国民健康保険税(料)率・賦課限度額														
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
24 八王子市	5.50	—	29,000	—	58	1.80	—	11,000	—	19	1.60	—	12,000	—	16
25 立川市	6.54	—	31,400	—	58	2.13	—	11,100	—	19	1.61	—	14,300	—	16
26 武蔵野市	4.90	—	24,200	—	54	1.75	—	9,000	—	19	1.45	—	11,700	—	16
27 三鷹市	4.80	—	25,900	—	54	1.80	—	10,000	—	19	1.40	—	12,500	—	16
28 青梅市	5.70	—	26,600	—	58	1.80	—	9,600	—	19	1.65	—	9,800	—	16
29 府中市	4.63	—	22,920	—	52	1.42	—	6,840	—	17	1.49	—	9,240	—	16
30 昭島市	5.60	—	27,500	—	58	2.25	—	11,500	—	19	1.70	—	14,500	—	16
31 調布市	5.00	—	26,300	—	54	1.79	—	9,300	—	19	1.58	—	10,900	—	16
32 町田市	5.20	—	30,000	—	58	1.76	—	10,200	—	19	1.55	—	12,000	—	16
33 福生市	4.80	—	25,000	—	58	2.00	—	11,900	—	19	1.55	—	12,400	—	16
34 羽村市	5.54	—	24,400	—	58	2.09	—	10,300	—	19	1.87	—	12,000	—	16
35 瑞穂町	5.06	—	24,000	—	58	1.51	—	7,000	—	19	1.55	—	13,000	—	16
36 あきる野市	5.03	—	20,000	10,800	58	1.62	—	9,000	—	19	1.53	—	12,000	—	16
37 日の出町	5.04	—	28,200	—	58	1.52	—	10,000	—	19	1.38	—	11,300	—	16
39 檜原村	4.60	—	19,000	—	58	1.30	—	8,000	—	19	1.30	—	11,000	—	16
40 奥多摩町	5.20	—	26,500	—	58	1.70	—	9,500	—	19	1.75	—	11,500	—	16
42 日野市	5.00	—	27,000	—	58	1.30	—	9,000	—	19	1.30	—	12,000	—	16
44 多摩市	5.08	—	26,000	—	58	1.63	—	11,000	—	19	1.47	—	10,700	—	16
45 稲城市	4.68	—	29,400	—	58	1.16	—	7,600	—	19	2.19	—	13,100	—	16
46 国立市	5.50	—	20,000	—	54	1.80	—	10,000	—	19	1.85	—	11,000	—	16
47 狛江市	5.25	—	26,000	—	58	1.83	—	10,400	—	19	1.68	—	12,600	—	16
48 小金井市	5.50	—	26,000	—	58	1.95	—	14,000	—	19	1.90	—	16,000	—	16
49 国分寺市	4.43	—	28,000	—	54	1.37	—	12,000	—	19	0.99	—	14,000	—	16
51 武蔵村山市	5.35	—	28,700	—	58	1.68	—	11,200	—	19	1.60	—	14,600	—	16
52 東大和市	5.95	—	28,000	—	58	1.78	—	8,500	—	19	1.90	—	10,600	—	16
53 東村山市	5.35	—	34,000	—	58	1.80	—	11,400	—	19	1.80	—	14,000	—	16
54 清瀬市	5.12	—	28,000	—	52	1.81	—	10,000	—	17	1.90	—	13,000	—	16
55 東久留米市	4.90	—	32,900	—	58	1.94	—	12,700	—	19	1.61	—	14,000	—	16
57 西東京市	5.41	—	31,600	—	54	1.68	—	6,500	—	19	1.64	—	14,300	—	16
58 小平市	5.51	—	23,700	—	54	2.05	—	11,400	—	19	1.55	—	15,500	—	16
市町村平均	5.21	—	26,674	10,800	56.7	1.73	—	9,998	—	18.9	1.61	—	12,518	—	16.0